

官報

号外

昭和三十一年五月二十八日

○第二十四回 参議院會議錄第五十四号

昭和三十一年五月二十八日(月曜日)午後五時四十分開議

議事日程 第五十四号

昭和三十一年五月二十八日 午前十時開議

午前

第一 防衛目的のために対する特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第二 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(委員長報告)

第三 労働保険審査官及び労働保険審査会法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 織維工業設備臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第六 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第八 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

通信委員

宮本 邦彦君

同

杉原 荒太君

建設委員

加藤 武徳君

決算委員

高橋 道男君

同

濱口 三郎君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

との間の協定及び議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書提出を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案を可決した旨衆議院に通知した。

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案を可決した旨衆議院に通知した。

特定物資輸入臨時措置法案

建設業法の一部を改正する法律案

同日本院から、本院の送付した左の内閣提案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案

同日本院の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特定物資輸入臨時措置法

建設業法の一部を改正する法律案

同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

千九百五十五年五月三十一日に東京
で署名された農産物に関する日本国
とアメリカ合衆国との間の協定第三
条を改正する議定書の締結について

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

去る二十四日議長は内閣總理大臣宛、左の者を第二十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

宛、調達庁長官今井久君（前掲の議長承認のとおり）を第二十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領し

去る十五日議連岸長官安田清君は、行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十九号)附則第十項の規定により定員の外に置く職員に指名されたので、去る十六日政府委員は自然消滅になつた。

一昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同	地方行政委員	松浦清一君
法務委員	川村	松助君
	石黒	忠篤君
	小幡	治和君
池田宇右衛門君		

同日衆議院から予備審査のため左の法案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和三十一年度から昭和三十五年度までに償還すべき元金償還金がある地方債の元金償還金の償還等の特例に関する法律案（北山愛郎君外十名提出）

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（北山愛郎君外十名提出）

町村合併促進法の一部を改正する法律案（北山愛郎君外十名提出）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（赤松勇君外九名提出）

運輸委員会に付託

同日議長は、左の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

同日委員長から左の報告書を提出し

纖維工業設備臨時措置法案修正議決報告書

宮内庁法の一部を改正する法律案可
決報告書

同日内閣から小汀利得君の国家公安委員会委員に任命したいので警察法第七条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。左の者を二十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

去る二十五日議長は内閣總理大臣宛、外務參事官 法眼 晋作君昨二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員	長谷部ひろ君
大蔵委員	雨森 常夫君
文教委員	藤野 繁雄君
社会労働委員	須藤 五郎君
大蔵委員	藤野 繁雄君
文教委員	雨森 常夫君
社会労働委員	長谷部ひろ君

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、お詣りいたします。長谷山行毅君、羽仁五郎君から裁判官宣誓免職判所裁判員を、長島銀藏君、平林太一君、須藤五郎君から同予備員を、それぞれ辞任いたしたい旨の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よっていざれも許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) つきましては、この際、日程に追加して、裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○寺本慶作君 ただいまの選挙は、その手続を省略して、議長において指名することとし、なお予備員の職務を行う順序は、議長に一任することの動議を提出いたします。

○天田勝正君 私は、ただいまの寺本君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 寺本君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に宮田重文君、鈴木一君、青山正一君を第一順位、紳原亨君を第二順位、長谷部ひろ君を第四順位といたします。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、旧軍港市國有財産処理審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣総理大臣から、旧軍港市転換法第六条第四項の規定により、荒井誠一郎君、田中治彦君、千金良宗三郎君、中村建城君、渡辺武次郎君を旧軍港市國有財產処理審議会委員に任命することについて本院の同意を得たい旨の申出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び譲定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長桝原茂嘉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年五月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

衆議院議長 益谷 秀次

千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定において、いすれか一方の政府の要請があつたときは両政府間に工業所有権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び譲定書の締結について承認を求めるの件。

(b) 前記の関係が現存しないときは、所有者及び使用者がこのようないくつかの取扱いを規定すること。

密の情報に関する場合には、防衛上及び技術上の知識に関する適当な取扱いを作成することを合意しており、相互防衛援助協定に基く特許権及び技術上の知識の交流を容易にし、

かつ、促進することにより、防衛のための装備及び資材の生産を一般的に援助することを希望し、また、

私人たる特許権者及び私人たる技

術上の知識の所有者の権利がそのよ

うな特許権及び技術上の知識に適用

される法令に従つて完全に承認さ

れ、かつ、保護されるべきことを認めて、

次のとおり協定した。

第一条 防衛目的のため一方の政府が他方の政府に対し単に情報として技術上

の知識を提供し、かつ、そのことが提供の時に明示されたときは、その提供を受けた政府は、その知識を内密に知られたものとして取り扱

い、かつ、その知識の所有者のその知識に対する特許その他の法令上の保護を受ける権利を害するおそれ

があるいかなる方法によつてもその知

識が取り扱われるがないように

最善の努力を払うものとする。

第二条 第二条

各政府は、防衛生産を不适当に制限

し、又は阻害することなく実行する

ことができるときは、次の方法によ

り、第八条に定める特許権の防衛目

的のための使用を容易にし、かつ、

同条に定める技術上の知識で私有の

ものの防衛目的のための流通及び使

用を奨励するものとする。

(a) 一方の国における前記の特許権

及び技術上の知識の所有者と他方

の国におけるこれらの特許権及び

技術上の知識の使用権者との間の

現存の商業上の関係を通すること。

一方の政府が合意される手続に従

つて防衛目的のため他方の政府に提

供した技術上の知識が、提供国で秘

密に保持されている特許出願の対象

となる発明をあらわすものであるとき

は、その特許出願に相当する他方の

国でされた特許出願は、類似の取扱

を受けるものとする。

第四条

- (a) 私有の技術上の知識が、
(i) その所有者により又はその者
のためにその者の属する国の政
府に伝達され、かつ、

(ii) その後その政府により防衛目
的のため他方の政府に知らさ
れ、かつ、他方の政府によりそ
の所有者の明示の又は默示の同
意なしに使用され、又は漏らさ
れた場合において、

最初にその伝達を受けた政府がそ
の所有者に補償金の支払を行つた
ときは、両政府は、その支払が両政
府間ににおける補償の責任の分担に
関して両政府間で行われることの
ある取扱いを審するものでないこと
に同意する。第六条の規定に基
いて設置される技術財産委員会は、
その取扱いに関し討議し、及び両政
府に勧告する。

(b) 防衛目的のため一方の国の国民
が他方の国の政府の要請によりそ
の政府に対し技術上の知識を提供
し、かつ、その後その政府が防衛
のためであるかどうかを問わずに
それかの目的のためにその知識を
使用し、又は漏らしたときは、そ
の知識の提供を受けた政府は、こ
れを使用し、又は漏らしたことにつ
いてその国内法令に基づきその所
有者が受けるべき限度において迅
速な、正当な、かつ、有効な補償

を行うため、その知識の所有者の
要請により、国内法令上可能な措
置を執るものとする。

第五条

一方の政府又はその政府の所有

し、若しくは管理する団体若しくは
機関が発明若しくは技術上の知識を
所有し、又はその使用を許す権利を
有しており、かつ、他方の政府がそ
の発明又は技術上の知識を防衛目的
のため使用するときは、これらを使
用する政府は、これらにつき確立さ
れた利益を有する私人に対して負ふ
ことのある責任の限度で負担すること
のを除くほか、費用を負担すること
なくその発明又は技術上の知識を使
用することができる。両政府は、そ
の使用に先立ち、使用する政府がそ
の発明又は技術上の知識についての
いかなる確立された利益に関するも
のを除くほか、費用を負担すること
に協力するものとする。

第六条

各政府は、技術財産委員会を構成
する委員各一人（各二人以上とする
ことができる。）を指名するものとす
ることとする。

第七条

(a) この協定の内容に関する事項で
いすれかの政府が委員会に付託す
ることのあるものについて審議
し、及び両政府に勧告すること。

(b) 防衛目的のためにする特許権及
び技術上の知識の交流又は使用に
関する問題でいすれかの政府が委
員会の注意を喚起するものについ
て両政府に勧告すること。

第七条

各政府は、要請があつたときは、
他方の政府に対し、次の目的のため
に勧告すること。

事例について又は一般的に両政府
に勧告すること。

第八条

各政府は、要請があつたときは、
他方の政府に対し、次の目的のため
に勧告すること。

特許法に基き与えられた権利をい
う。

(c) 「使用」という語は、政府による
子力の分野における特許権、特許
出願及び技術上の知識には適用さ
れない。

(d) この協定のいかなる規定も、両
政府間の現行の又は将来の安全保障
に關する取扱いに優先しないもの
とする。

(e) この協定のいかなる規定も、両
政府間の手続に従つてこの協定を承
認したことを通知する日本国政府
の公文をアメリカ合衆国政府が受
領した日に、効力を生ずる。

(a) この協定は、日本国がその国内
法上の手続に従つてこの協定を承
認したことを通知する日本国政府
の公文をアメリカ合衆国政府が受
領した日に、効力を生ずる。

第九条

(a) この協定の条項は、いつでも、
いずれか一方の政府の要請があつ
たときは、再検討することができます
るものとし、また、両政府間の合
意により改正することができます。

(b) この協定は、一千九百五十四年三
月八日に東京で署名された日本国

(c) この協定は、一千九百五十四年三
月八日に東京で署名された日本国
とアメリカ合衆国との間の相互防
衛援助協定が終了した日と、いず
れか一方の政府が他方の政府から
この協定を終了させる意思の書面
による通告を受領した日以後六箇
月を経過した日とのうちいずれか

(f) 両政府の防衛当局間の技術上の
協力に關連して特許権及び技術上
の知識の交流及び使用を容易にす
ること。

(g) 前条の規定に該当し、又は今後
該当するすべての発明又は技術上
の知識の防衛目的のための使用に
関するすべての問題を常に検討す
ること。

(h) 防衛目的のため提供された技術
上の知識に關する補償の規制等に
ついての両国の諸原則における相
違を調整する方法に關し、個別の
事例について又は一般的に両政府
に勧告すること。

(b) 「特許権」とは、この協定の日本
国における適用については同国の
特許法又は実用新案法に基づき与え
られた権利をいい、アメリカ合衆

國における適用については同国の
特許法に基き与えられた権利をいい、
アメリカ合衆國における適用につ
いては同国の特許法に基き与えられ
た権利をいい、アメリカ合衆

結果として、わが防衛力の強化と防衛産業の育成を期待することができるという趣旨であります。

委員会の質疑におきまして、この協定及び議定書は、日米いずれの政府の要請によって締結されたかといふ点、この協定の実体ないしわが国にもたらしますする利益はどういうものであるか、この協定によつて、わが国は具体的にさしあたりいかなる技術、知識の導入を期待しているかといふ点、本協定に伴う国内法改正の要否、現在及び将来のわが国防衛産業に対する政府の基本的な考え方、その他技術上の知識に対しまるわが国の国内法規の關係、協定第四条の補償の性質及び支払の責任者並びに予算関係等の諸点について質疑があつたのであります。詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

官報 (号外)

委員会は、五月二十五日質疑を了し、討論に入りましたところ、羽生委員は社会党を代表して、「現行のわが国憲法は戦力の保持を認めていな、かかるに、この協定は防衛産業育成のための特許権及び技術の交流を目的としているものであるから、戦力保持を否定する社会党としては本件協定には反対である」との意見を述べ、反対されました。

次いで採決を行いましたところ、本件は多数をもつて承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。

本件を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

将来のわが国防衛産業に対する政府の基本的な考え方、その他技術上の知識

に対しまるわが国の国内法規の關係、協定第四条の補償の性質及び支払の責任者並びに予算関係等の諸点について質疑があつたのであります。詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

委員会は、五月二十五日質疑を了し、討論に入りましたところ、羽生委員は社会党を代表して、「現行のわ

が国憲法は戦力の保持を認めていな、かかるに、この協定は防衛産業育成のための特許権及び技術の交流を目的としているものであるから、戦力保持を否定する社会党としては本件協定には反対である」との意見を述べ、反対されました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案

法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)を議題といたします。

右の議案を提出する。

昭和三十一年五月二十五日

提出者

議院運営委員長

石原幹市郎

石原幹市郎

石原幹市郎

石原幹市郎

石原幹市郎

石原幹市郎

石原幹市郎

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案

に關する法律の一部を改正する法律案

五日又は十二月十五日にそれぞれ在職したるものとみなし、前二条の期末手当及び勘定手当を受ける。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔石原幹市郎君登壇、拍手〕

〔石原幹市郎君登壇、拍手

第一章 勞動保險審查會

第一節 設置及び組織（第二十

設置及び組織（第二十
五条）

第二節 再審査の手続（第三十

保険審査官は地方自治法(昭和一二年法律第六十七号)附則第八条に規定する職員のうちから、勞働大臣が任命する。

清承の朝蜀

2・失業保険法第四十条第一項の規定による審査の請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県に置かれた失業保険審査官

移送

審査官は、請求人が前項の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもつて、審査の請求を却下することができる。

がで見る

と認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。
審査官は、いつでも、前項ただし書の執行の停止を取り消すこ
とができる。

第二条 労働者災害補償保険審査官は、**労働者災害補償保険法**（昭和二十二年法律第五十号）第三十五条第一項及び外傷性をもつた障害に關する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）第三十二条第一項の規定による審査の事務をつかさどらせるため、各都道府県労働基準局に置く。

2 失業保険審査官は、**失業保険法**（昭和二十二年法律第一百四十六号）第四十条第一項の規定による審査の事務をつかさどらせるため、各都道府県に置く。

(任命)

第六条 労働者災害補償保険審査官は、第二条に規定する審査の事務のほか、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十六条第一項の規定による審査及び仲裁の事務をつかさどる。

第二節 審査等の手続

（管轄審査官）

第七条 労働者災害補償保険法第三十五条第一項又はけい肺及び外傷性せき類障害に関する特別保護法第三十二条第一項の規定による審査の請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県労働基準局に置かれた労働者災害補償保険審査官に対してもとす。

(却下) することができる。
第十条 審査の請求が不適法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

(補正) 第十一条 審査の請求が不適法であつてその欠陥が補正することができますのであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならぬ。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでな

(以下この章において「利害関係者」という。)及び当該審査官の國府県につき第五条の規定により指名された者に通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、審査官に対し事件につき意見を述べることができる。

(原処分の執行の停止等)

第十四条 審査の請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要がある

り通知を受けた者の申立により又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しても当該物件の提出を命じ、又は提出物を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に關係のある事業所その他の場合に立ち入つて、事業主、従業者その他の關係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 労働者災害補償保険法第三十

五条第一項又はけい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法第三十二条第一項の規定による審査の請求の場合において、

当該労働者に對して審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を嘱託することができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を懐帶し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

4 請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に對して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第五号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査官は、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5 第一項及び第二項の規定による

処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(費用の弁償)

第十六条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者は又は同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

(審査手続の受継)

第十七条 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承継人が、審査の手続を受け継ぐものとする。(本案の決定)

第十八条 審査官は、審査を終えたときは、審査の請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す決定又は審査の請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。(決定の方式)

第十九条 決定は、政令で定めるところにより、文書をもつて行わなければならない。

(審査官は、請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者に決定書の副本を送付しなければならない。

2 審査官は、請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者に決定書の副本を送付しなければならない。

3 第一項に定めるもののほか、審査の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

(審査及び仲裁の手続)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審査の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

(審査及び仲裁の手続)

第二十四条 第十三条の規定は、労働者災害補償保険審査官が第六条の審査又は仲裁の請求を受理した場合について準用する。

2 前項に定めるもののほか、第六条の審査及び仲裁の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を求めるべきである。

(決定の拘束力)

第二十二条 決定は、第十三条第一項の規定により通知を受けた利害關係者を拘束する。

(決定の変更等)

第十六条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者は又は同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

(審査手続の受継)

第十七条 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承継人が、審査の手続を受け継ぐものとする。

(本案の決定)

第十八条 審査官は、審査を終えたときは、審査の請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す決定又は審査の請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)

第十九条 決定は、政令で定めるところにより、文書をもつて行わなければならない。

2 審査官は、請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者に決定書の副本を送付しなければならない。

(審査及び仲裁の手続)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審査の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

(審査及び仲裁の手續)

第二十四条 第十三条の規定は、労働者災害補償保険審査官が第六条の審査又は仲裁の請求を受理した場合について準用する。

2 前項に定めるもののほか、第六条の審査及び仲裁の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

(設置)

第二十五条 労働者災害補償保険法第三十五条第一項、失業保険法第四十条第一項及びけい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法

第三十二条第一項の規定による再審査の事務をつかさどらせるため、労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会(以下「審査会」といふ)を置く。

(組織)

第二十六条 審査会は、委員三人をもつて組織する。

(委員の任命)

第二十七条 委員は、人格が高潔で週間にと、「弁論」とあるのは「審理ノ為ノ处分」と讀み替えるものとする。

(委員への委任)

第二十八条 委員は、人格が高潔で週間にと、「弁論」とあるのは「審理ノ為ノ处分」と讀み替えるものとする。

(委員の任期)

第二十九条 委員は、独立してその職権を行ふ。

(職権の行使)

第三十条 委員は、次の各号の一に該當する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

1. 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

2. 委員の任期が満了し、又は欠員当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行つものとする。

3. 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行つものとする。

(身分保障)

第二十九条 委員は、独立してその職権を行ふ。

(任期)

第二十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任命)

第二十九条 委員は、再任されることができる。

(認を求めるべきこと)

第二十九条 委員の任命後、内閣総理大臣は、その委員を認を受けることができないとき

場合において、両議院の事後の承認を受けることとされ、内閣総理大臣は、その委員を認を受けることができないとき

(認を受けること)

第二十九条 委員の任命後、内閣総理大臣は、その委員を認を受けることができないとき

場合において、両議院の事後の承認を受けることとされ、内閣総理大臣は、その委員を認を受けることができないとき

(罷免)

第三十一条 内閣総理大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第三十二条 審査会に会長を置く。

会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を總理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、会長に故障があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならぬ。

(会議)

第三十三条 審査会は、会長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、(給与)

第三十四条 委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の禁止)

第三十五条 委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

1 国会若しくは地方公共団体の議会の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合

合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名)

第三十六条 労働大臣は、労働者災害補償保険制度、けい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護制

害補償保険制度、けい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護制

度及び失業保険制度ことに、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各二人を、関係団体の推薦により指名するものとする。

(麻務)

第三十七条 審査会の庶務は、労働大臣官房で処理する。

第二節 再審査の手続

(請求の期間等)

第三十八条 再審査の請求は、第十

九条第二項の決定書の謄本が送付された日から六十日以内にしなければならない。

(請求の方式)

第三十九条 再審査の請求は、政令で定めるところにより、文書でしなければならない。

(関係者に対する通知)

第四十条 審査会は、再審査の請求を受理したときは、原処分をした行政庁、再審査の結果について利害關係のある行政庁その他の第三者(以下この章において「利害關係者」という。)及び第三十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

2 第三十六条の規定により指名された者は、審理期日に出頭して意見を述べることができる。

(参加)

第四十一条 審査会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で利害關係者を当事者として再審査の手続に参加させることができること。

2 審査会は、前項の規定により利害關係者を再審査の手続に参加させるときは、あらかじめ、当事者及び当該利害關係者の意見を聞かなければならぬ。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする委員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

4 当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対し答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による処分に違反して物件を妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第六号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査会は、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

(意見の陳述等)

第四十五条 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭して意見を述べることができる。

2 審査会は、委員に、前項第一号見を述べ、又は意見書を提出することができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする委員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

4 当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対し答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による処分に違反して物件を妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第六号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査会は、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

第六条の規定は、第一項第一号若しくは第三号又は第二項の規定による処分があつた場合について準用する。

(調書)

第四十七条 審査会は、審理期日ににおける経過について、調書を作成しなければならない。

2 当事者及び第三十六条の規定により指名された者は、前項の調書を閲覧することができる。

(合議) 第四十八条 裁決は、審査会の合議による。

2 前項の合議は、公開しない。

(本案の裁決) 第四十九条 審査会は、審理を終えたときは、再審査の請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す裁決又は再審査の請求の全部若しくは一部を棄却する裁決をしなければならない。

2 審査の請求を不適法として却下した審査官の決定を取り消すときは、審査会は、事件を審査官に差しもどさなければならない。

3 前項の場合のほか、審査会が審査官の決定を取り消す場合であつて、事件についてなお審査官による審査をする必要があると認めるときは、審査会は、事件を審査官に差しもどすことができる。

(準用規定)

第五十条 第十条、第十一条、第十二

条、第十七条及び第十九条から第二十二条までの規定は、審査会が行う再審査の手続について準用する。

この場合において、これら

の規定中「審査」とあるのは「再審

査」と、「審査官」とあるのは「審査

会」と、「決定」とあるのは「裁決」

と、「決定書」とあるのは「裁決書」

と、第十七条中「請求人」とあるの

は「当事者」と、第十九条及び第

二十二条中「第十三条第一項」と

あるのは「第四十条」と読み替える

ものとする。

(政令への委任)

第五十一条 この章に定めるものの

ほか、審査会及び再審査の手続に

関し必要な事項は、政令で定め

る。

(第三章 制則)

第五十二条 第十五条第一項第四号

若しくは第二項又は第四十六条第

一項第四号若しくは第二項の規定

による検査を拒み、妨げ、又は忌

避した者は、三万円以下の罰金に

処する。ただし、審査官が行う審

査の手続における請求人若しくは

受けた利害関係者又は審査会が

行う再審査の手続における当事者

は、この限りでない。

第五十三条 次の各号の一に該当す

(附則)

る者は、一万円以下の罰金に処す

る。ただし、審査官が行う審査の

手続における請求人若しくは第十

三条第一項の規定により通知を受

けた利害関係者又は審査会が行う

再審査の手続における当事者は、

この限りでない。

一 第十五条第一項第一号若しく

は第二項又は第四十六条第一項

第一号若しくは第二項の規定に

よる処分に違反して出頭せず、

審査に対しても答弁をせず、報告

をせず、又は虚偽の陳述若しく

は報告をした者

は、報告をした者

二 第十五条第一項第二号又は第

四十六条第一項第二号の規定に

よる物件の所有者、所持者又は

保管者に対する処分に違反して

物件を提出しない者

三 第十五条第一項第三号又は第

四十六条第一項第三号の設定に

よる鑑定に際し虚偽の鑑定をし

た者

(第十三条第一項の表中)

失業保険審査会

失業保険金の支給その他

不従事者の申立を審査する

不服の申立

と/or、失業保険料その

他の失業保険法の規定によ

る微取金の賦課又は徴収

の処分に対する訴願を審

査すること。

失業者災害補償

失業者の業務上の負傷、

疾病又は死亡の認定、病

害の方法、補償金額の決

定その他の労働基準法の定

める災害補償の実施に関

り、一人は三年とし、一人は二年とし、一人は一年とする。

(他の法律の改正)

4 労働省設置法(昭和二十四年法

律第七百六十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十六条第一項第十一号の次に次

の一号を加える。

十一の二 労働保険審査会に關する部分、第二十七条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分及

び第三十六条中関係団体の推薦に係る部分、第二十七条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

二 第十六条第一項第十一号の次に次

の一号を加える。

十一の二 労働基準監督官研修所

に改める。

第十三条の前に次の一条を加える。

(委員の任期の特例)

3 この法律の施行後最初に任命さ

れる委員の任期は、第二十八条第

一項本文の規定にかかわらず、内

閣総理大臣の定めるところによ

る。

(労働保険審査会)

第十二条の四 労働保険審査会の

組織、所掌事務及び権限は、労

働保険審査官及び労働保険審

査会法(昭和三十一年法律第

四号)の定めるところによる。

(労働保険審査会)

第十二条の四 労働保険審査会の

組織、所掌事務及び権限は、労

働保険審査官及び労働保険審

査会法(昭和三十一年法律第

四号)の定めるところによる。

労働者災害補償
保険審査会

別い肺及び外傷性せき臓障害に
定められた不運の申立を審査するこ
と。

- 5 労働者災害補償保険法の一部を
次のように改正する。

第三十五条第一項中「保険審査

- 官」を「労働者災害補償保険審査
官」に、「労働者災害補償保険審査
会に審査を請求し、その決定に不
服のある者」を「労働保険審査会
に再審査を請求し、その裁決に不
服のある者」に改め、同条第二項中
「審査」を「審査又は再審査」に改
める。

- 第三十六条を次のように改め
る。

第三十六条 削除

- 第三十八条及び第三十九条を次
のように改める。

- 第三十八条及び第三十九条を次
のように改める。

- 第三十六条を次のように改め
る。

第三十六条 削除

- 第三十八条及び第三十九条を次
のように改める。

- 第三十六条を次のように改め
る。

第三十六条 削除

- 第三十八条及び第三十九条を次
のように改める。

第三十六条 削除

- 第三十六条を次のように改め
る。

第三十六条 削除

- 第三十八条及び第三十九条を次
のように改める。

第三十六条 削除

条第二号中「第四十一条第二項又
は」を削る。

7 けい肺及び外傷性せき臓障害に
関する特別保護法の一部を次のよ
うに改正する。

第三十二条第一項中「労働者災
害補償保険法第三十五条の保険審
査官」を「労働者災害補償保険審
査官」に、「同条の労働者災害補償
保険審査会に審査を請求し、その
結果に不服がある者」を「労働保
険審査会に再審査を請求し、その
裁決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再審
査」に改める。

第四十一条 削除

- 失業保険法の一部を次のように
改正する。

第四十二条 削除

- 第四十二条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服のある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第四十三条 削除

- 第四十三条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第四十四条 削除

- 第四十四条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第四十五条 削除

- 第四十五条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第四十六条 削除

- 第四十六条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第四十七条 削除

- 第四十七条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第四十八条 削除

- 第四十八条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第四十九条 削除

- 第四十九条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第五十条 削除

- 第五十条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第五十一条 削除

- 第五十一条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第五十二条 削除

- 第五十二条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第五十三条 削除

- 第五十三条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第五十四条 削除

- 第五十四条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第五十五条 削除

- 第五十五条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第五十六条 削除

- 第五十六条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

第五十七条 削除

- 第五十七条第一項中「失業保険審
査会に審査を請求し、その決定に
不服がある者」を「労働保険審
査会に再審査を請求し、その裁
決に不服がある者」に改め、同条
第二項中「審査」を「審査又は再
審査」に改める。

件については、審査又は仲裁を
しない。

第八十六条の見出しを削り、同
条第一項中「労働者災害補償審査
会」を「労働者災害補償保険審査
会」に改める。

第八十六条第二項を次のように
改める。

前条第三項の規定は、前項の規
定により審査又は仲裁の請求が
あつた場合に、これを準用する。

第八十六条第三項及び第四項を
削る。

第九百条第三項中「地方賃金審議
会及び労働者災害補償審査会」を
「及び地方賃金審議会」に改める。

第十百条第三項中「地方賃金審議
会」を削る。

第九百条第三項の規定は、前項の規
定により審査又は仲裁の請求が
あつた場合に、これを準用する。

第八十六条第三項及び第四項を
削る。

第九百条第三項中「社会保険審査
会の委員長及び委員」を「社会保険審
査会の委員長及び委員」に改める。

（従前の手続の効力）

第一条第十二号の二の次に次の
一号を加える。

第一項の規定により審査若し
くは」を削る。

十二の三 労働基準法の一部を次のよ
うに改正する。

第八十五条第二項の次に次の
一項を加える。

第一項の規定により審査若し
くは仲裁の請求があつた事件又
は前項の規定により行政官庁が
審査若しくは仲裁を開始した事
件について民事訴訟が提起され
たときは、行政官庁は、当該事

又は失業保険審査官がした審査の
請求の受理、審査の決定その他の
手続でこの法律に相当する規定の
あるものは、政令で定めるところ
により、この法律の規定により労
働者災害補償保険審査官又は失業
保険審査官がした審査の請求の受
理、審査の決定その他の手続とみ
なす。

この法律の施行前に、改正前の
労働者災害補償保険法、改正前の
けい肺及び外傷性せき臓障害に
関する特別保護法若しくは改正前の
失業保険法又はこれらの法律に基
く命令の規定により、労働者災害
補償保険審査会又は失業保険審
査会がした審査の請求の受理、審
査の決定その他の手続でこの法律に
相当する規定のあるものは、政令
で定めるところにより、この法律の
規定により審査会がした再審査
の請求の受理、再審査の裁決その
他の手続とみなす。

この法律の施行前に、改正前の
労働基準法第八十六条规定によ
り労働者災害補償保険審査会がした審
査又は仲裁の請求の受理、審査の受
理その他の手続とみなす。

(訴訟に関する経過措置)

失業保険審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁

判所に係属しているものは、この法律の施行の日に、審査会が受け

した労働保険審査官及び労働保険審査会の社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

意見を述べることができる制度を採用いたしております。失業保険の審査制度についても、同じく各都道府県に右の制度を設けております。

れている機関が審査決定する方が妥当である旨、なお、「審査の公平を期す」ため関係労使の意見は参考にできるよう、審査への参加を認めている。また、労働者を締め出さんとするような意図は毛頭ない、旨の答申があり、次

14 総いだものとみなす。

第十一項又は前項の規定により
審査会を被告として労働者災害補
償保険審査会がした違法な処分の
取消又は変更を求める訴について
は、行政事件訴訟特例法（昭和二
十三年法律第八十一号）第四条の
規定にかかわらず、その処分をし
た労働者災害補償保険審査会の所
在した地の裁判所の専属管轄とす
る。

15 労働者災害補償審査会を被告と
する訴訟で、この法律の施行の
際、現に裁判所に係属しているも
のは、この法律の施行の日に、當
該労働者災害補償審査会が置かれ
ていた都道府県労働基準局の労働
者災害補償保険審査官が受け継い
だものとみなす。

(従前の行為に対する罰則の適用)
この法律の施行前にした改正前の労働者災害補償保険法又は改正前の失業保険法の規定に違反する行為に対する罰則の適用について
は、なお、従前の例による。

現在労働省所管の保険は、労働者災害補償保険法及び失業保険法に基く制度があり、さらに、けい肺及び外傷性脊髄障害に関する特別保護法に基く給付も、労災保険とあわせ運用されていますが、これらの保険制度における審査機構は、労災保険、失業保険にそれぞれ別個に設けられ、労災保険は、第一審として保険審査官が、第二審として労働者災害補償審査会が、都道府県労働基準局ごとに設置され、また失業保険は、第一審として失業保険審査官が、第二審として失業保険審査会が労働省に設置されております。本法案は、これらの審査制度を統合して、労働省に労働保険審査会を常置し、審査の統一ある運用をはからんとするものであります。

次に、法案の概要を申し上げますと、まず、労災保険の審査制度については、第一審である審査官の段階は、ほぼ現行制度を取り入れておりますが、従来各都道府県労働基準局ごとに設けられていた労使、公益の三者構成の審査会を廃止して、審査官が審査を行うに当り、労使の代表が当該事案につき

従来最終的には、各都道府県に設けられたる審査会の廃止に伴い、労働保険審査官に決定せしめることとし、これに劳使の代表の意見を述べる機会を与える制度を採用しております。第二審につきましては、労働省に労働保険審査会を設け、労働保険審査官の審査会に再審査の請求ができることと定に不服のある者は、この労働保険審査会に再審査の請求ができることとし、これの組織については、従来の劳使、公益の三者構成の組織を改め、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命する特別職の委員三名をもつて構成し、各保険及び介護特別保護制度ごとに、労使の代表者が再審査に当つて意見を述べ、または意見書を提出することができるなどを認めております。以上の審査官の審査、審査会の再審査を経ても、なお不服のある者は裁判所に訴訟の提起をすることができることがあります。次に、審査の手続については、現行制度をそのまま採用し、現行法及び現在政令で定められておる事項を法律で規定することにより、その整備充実をは

外傷性脊髄障害に関する特別保護法、労働基準法及び特別職の職員の給与に関する法律に所要の改正を行わんとしております。

社会労働委員会におきましては、慎重審議を重ねましたが、問題となりましたおもなる点は、主として労災保険関係でありまして、三者構成の現行制度を廃止して、中央に学識経験者のみよりなる審議会を設けんとする点、審査会の審査能力に關する点、審査会委員の任命に關する点及び関係労使の代表を申し上げますと、「現在各都道府県に設置されている三者構成の審査会に制限することは、労働者を次第に締め出す官僚独裁であり、適正な解決を困難ならしめるものではないか」との質疑に対しては、「現行制度では統一例にならない、学識経験者ののみで構成さ

に、「本法案では、審査会は三人の委員で果して二百件を超える再審査の請求に対し、迅速、適切に審査が可能であるか」という質問に対しても、「将來、審査会への再審査の数は、審査官の審査の過程において労使の参加があるので相当少くなるものと予想されるが、なお、審査会の委員を常任とするごとに合わせて、事務局の強化により十分なる審査が可能である」旨の答弁があり、次に、「審査会の委員の任命については、政府はあらかじめ労使の意見を十分聞き、もし労使から推薦する者のある場合には当然人選の参考にする」旨、また、「関係労使の代表者が審査官及び審査会の審査への参加に際しても、政令等にこれを定め、その意見を十分尊重し、事実上三者構成の審査会におけると同様な運営をはかる」旨答弁がありました。

業保険は、第一審として失業保険審査官が、第二審として失業保険審査会が労働省に設置されております。本法案は、これらの審査制度を統合して、労働省に労働保険審査会を常置し、審査の統一ある運用をはからんとするものであります。

次に、法案の概要を申し上げますと、まず、労災保険の審査制度について、第一審である審査官の段階は、ほぼ現行制度を取り入れておりますが、従来各都道府県労働基準局ごとに設けられていた労使、公益の三者構成の審査会を廃止して、審査官が審査を行うに当り、労使の代表が当該事案につき

使、公益の三者構成の組織を改め、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命する特別職の委員三名をもつて構成し、各保険及びけい肺特別保護制度ごとに、労使の代表者が再審査に当つて意見を述べ、または意見書を提出することができるることを認めております。以上の審査官の審査、審査会の再審査を経ても、なお不服のある者は裁判所に訴訟の提起をすることができることがあります。次に、審査の手続については、現行制度をそのまま採用し、現行法及び現在政令で定められておる事項を法律で規定することにより、その整備充実をは

表者の審査官及び審査会の審査への参加に關する点等であります。その概略を申し上げますと、一現在各都道府県に設置されている三者構成の審査会制度を廢止し、中央に学識経験者のみよりなる審査会を設けて、労使の代表を単に意見を述べることができる程度に制限することは、労働者を次第に締め出す官僚独善であり、適正な解決を困難ならしめるものではないか」との質疑に対しては、「現行制度では統一ある運用を確保することが困難である」と答へました。

については、政府はあらかじめ労使の意見を十分聞き、もし労使から推薦する者のある場合には当然人選の参考にする旨、また、「関係労使の代表者が審査官及び審査会の審査への参加に關しても、政令等にこれを定め、その意見を十分尊重し、事實上三者構成の審査会におけると同様な運営をはかる」旨答弁がありました。

かくして五月二十五日質疑を終了し、討論に入りましたところ、緑風会を代表して田村委員より、「本案は現行制度より合理化されておるので、次の付帯決議を付して賛成する。すなわ

いわゆる三者構成の話し合いの場によりまして、納得すべく問題の処理がなされた。こうした手続を廃止して、もっぱら官制に切りかえる官僚政策の現われであるということはきわめて明瞭なでございます。民主的な労働関係の自主的な処理を、法律の解釈、適用におきかえようとする、これはまさに反動政策の代表的なものであると言わなければなりません。さきに本国会で公労法の一部改正案が通過いたしましたが、この場合最も重要なことは、あつせん、調停、仲裁、それぞの委員会を統合いたしまして、公共企業体等労働委員会としたことはよろしいといたしましても、三・三・三といふ三者構成の人員比例を、公益委員を五名に増員して、うち二名を常勤とし、次に任命の手続を、従来の労使双方の同意を廃止して、單に意見を聞くとしたことは、きわめて重要な問題であると言わなければなりません。單に意見を聞くということは、聞きっぱなしでもいいというのであって、その同意を得るということとは本質的な相違があることは申すまでもございません。今後実質上三者構成を骨抜きにしたと言わなければなりません。こうして、今まで本法案の立法に当つて、三者構成の機構をすべて廃止して、官制に切りかえようとしているのでありますから、戦後十年にわたつてつちかわれて参り

ました関係者の話し合いの場を、官吏用におきかえようとする、これはまさに反動政策の代表的なものであると言わなければなりません。さきに本国会で公労法の一部改正案が通過いたしましたが、この場合最も重要なことは、あつせん、調停、仲裁、それぞの委員会を統合いたしまして、公共企業体等労働委員会としたことはよろしいといたしましても、三・三・三といふ三者構成の人員比例を、公益委員を五名に増員して、うち二名を常勤とし、次に任命の手續を、従来の労使双方の同意を廃止して、單に意見を聞くとしたことは、きわめて重要な問題であると言わなければなりません。單に意見を聞くということは、聞きっぱなしでもいいというのでありますから、あえて参るといふのでありますから、これまでわれわれ日本社会党としては反対をせなければならぬわけではございません。そこで、この付帯決議が出て参りました。もつとも、この付帯決議の精神については、理解されないことはないのですが、少くとも

本法案が付帯決議等によつて左右されるものではない。今までたびたび付帯決議あるいは要望等が出ておりますけれども、これらが、決議を見ながらも、有効適切に実施されためしも事実ございません。このような意味におきまして、付帯決議につきましても反対の立場をとるものでござります。(拍手)○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。

2 前条第三項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

2 前条第三項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

第一 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第二 不正に差別的なものでないこ

とを指示及び命令することができる。よつて、その過剰な設備を処理(廢棄、格納、買上など)すべきことを告示するおそれがあると認めるときには、当該系又は織物の製造業者又は販売業者に対し、当該系又は該物の販売価格を引き下げるべきことを勧告することができる。

3 前項の規定による勧告は、告示により行う。

3 通商産業大臣は、前項の建議が第二十九条第二項中「第二十六条」の下に「第一項」を加える。

第三十三条规定に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、前項の建議があつたときは、これを尊重し、織維工業設備の更新の措置に係る建議については、当該建議に基き設備の更新に關し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二、費用

本法施行に關する経費として、昭和三十一年度の一般会計予算に中小織維工業臨時設備調整費補助として一億二千万円、同じく織維産業再建整備費として一千一百一万四千円をそれぞれ計上している。

までわれわれ日本社会党としては反対をせなければならぬわけではございません。そこで、この付帯決議が出て参りました。もつとも、この付帯決議の精神については、理解されないことはないのですが、少くとも

まず、委員長の報告を求めます。商工委員会理事・白川一雄君。

審査報告書

織維工業設備臨時措置法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正

すべきものと認決した。よつて多數

意見者の署名を附し、要領書を添え

て、報告する。

昭和三十一年五月二十六日

商工委員長 三輪 貞治

参議院議長松野鶴平殿

上條 愛一 秋山後一郎

石坂 豊一 薗井治三郎

阿具根 登 小松 正雄

青山 正一 深水 六郎

白川 一雄 重政 庸徳

西川弥平治 関根 久藏

海野 三朗 加藤 正人

中山 福壽 山川 良一

第二十五条第二項を次のように改める。

第二十九条第二項中「第二十六条」

の下に「第一項」を加える。

3 通商産業大臣は、前項の建議が

あつたときは、これを尊重し、織

維工業設備の更新の措置に係る建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

建

設

議

に

關

係

の

二　当該登録の区分以外の区分について第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機の数は、現に登録を受けている登録の区分ごとに区別して定めなければならない。

4　第一項の数は、精紡機にあつては錘の数の合計、織物幅出機については働き長さの合計をもつて表示しなければならない。

5　第一項の規定による公告においては、次条第一項の仮登録申請書を提出すべき期間として一月以上の期間を定めておかなければならぬ。

(仮登録)

第十条　前条第一項の規定による公告があつた場合において、第二条の登録を受けようとする者は、前条第五項の期間内に、第七条第一項に掲げる事項及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受けようとする場合はその登録を受けた登録の区分を記載した仮登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2　第七条第三項の規定は、第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機についてその所有者以外の者が前項の仮登録申請書を提出する場合に準用する。

第十一条 通商産業大臣は、前条第一項の仮登録申請書を受理した場合において、その精耕機又は織機が第八条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、仮登録をしなければならない。

機について第二条の登録を受けよ

幅出機に代えた者は、その精紡機又は織物幅出機についてその現に登録を受けている区分の登録を受

3 第一項の登録申請書には、権利に基づいて第二条の登録を受けた紡績機又は織物抽出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができると証する書面を添附しなければならない。

4 第二項の登録申請書には、権原に基づいて第二十条第一項の規定に

よる届出に係る精紡機又は織物幅
出機を糸の製造又は織物の加工の
用に供することができたことを証

する書面を添附しなければならぬ
い。

第七条第二項の規定は、第一項
又は第二項の場合に準用する。

第一三条 通商政務大臣は、前項第
一項又は第二項の登録申請書を受
理したときは、その精紡機又は織

物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が次の各号に適合し

ていると認めるときは、登録をしなければならない。

— 徒前の精耕機又は織物幅出機の錘の數若しくはその合計又は動き長さ若しくはその合計の範

二 第八条の通商産業省令で定め
囲内であること。

る技術上の基準に適合していること。

三、織物幅出機にあつては、その種類が従前の織物幅出機の種類と同一であること。

同上

2 前項第三号の規定の適用については、クリップ式織物幅出機とビン式織物幅出機と、クリップ式織物幅出乾燥機とビン式織物幅出乾燥機とは、それぞれ同一の種類とみなす。

3 通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受理した場合において、第一項の登録をするには、従前の登録を抹消しなければならない。

第十六条 第八条、第十三条第一項又は前条第一項の登録は、織維工業設備台帳に第七条第一項に掲げる事項、登録の年月日及び当該精紡機又は織物幅出機について定める登録番号を記載することによつて行う。

(登録の標識)

第十七条 通商産業大臣は、第八条、第十三条第一項又は第十五条第一項の登録をしたときは、当該精紡機又は織物幅出機に通商産業省令で定める標識を取り付けなければならない。

通商産業大臣は、第十三条第二項、第十五条第三項若しくは第二十条第二項の規定により登録を抹消したとき、又は第二十一条の規定により登録を取り消したときは、当該精紡機又は織物幅出機に届け出なければならない。

はすさなければならない。

3 第二条の登録を受けた者は、第一項の標識が滅失し、又は汚損したときは、通商産業大臣に届け出、新しい標識の取付を受けることができる。

(登録の効力の承継)

第十八条 第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機を譲り受け、又は借り受け、これを糸の製造又は織物の加工の用に供する者は、その精紡機又は織物幅出機について同条の登録を受けた者の地位を承継する。

2 第二条の登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは合併後存続する法人若しくは、その登録を受けた精紡機又は織物幅出機についてその者の地位を承継する。

第十九条 第二条の登録を受けた者は、第七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(織維工業設備台帳の謄本等)

第二十二条 何人も、通商産業大臣に対し、織維工業設備台帳の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(省令への委任)

第二十三条 この章に定めるものほか、登録の手続、織維工業設備台帳の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第三章 過剰設備の処理

(共同行為の指示)

第二十四条 通商産業大臣は、毎年少くとも一回、織維工業設備審議会の意見をきいて、昭和三十五年度における織維製品の需給状況及び第二条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機の數又は中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基く生産設備の制限に関する命令により登録を受けた機械の数に基き、必要な資金の額、一般消費者及び関連事業者に対する影響その他の事情を参照して、糸若しくは織物の製造又は織物の加工の用に供さないよう廃棄、格納その他の方法により処理すべき精紡機、織物幅出機又は織物の数を定め、精紡機、織物幅出機又は織機を糸若しくは織物の製造又は織物の加工の用に供することを停止すべき旨を命ずることができる。

(共同行為の変更等)

第二十五条 前条第三項の共同行為の内容を定めて告示により行う。

(共同行為の期間及び内容)

第二十六条 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項に適合するものでなくなつたと認めるとときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(共同行為の届出)

第二十七条 第二十四条第一項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廢止したときも、同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の規定

は、第二十四条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為について、適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第二十九条 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示をしてようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

第二十九条 通商産業大臣は、第二十六条の規定による処分をしたとき、又は第一十七条の規定による届出を受理したときは、迅速なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第三十条 調整組合又は調整組合連合会は、その直接又は間接の構成員たる事業者が第二十四条第一項の規定による指示に従つて共同行為をするときは、中小企業安定法第十五条又は第二十六条に規定する事業のほか、その共同行為を実施するため必要な事業を行ふことができる。

2 調整組合又は調整組合連合会は、前項の規定を行おうとするときは、過剰設備の処理に関する規程(以下「設備処理規程」という)を定めてこれをしなければならない。

3 中小企業安定法第十六条から第二十二条まで、第二十七条、第三十条(第三項を除く)、第三十一項及び第三項第三十二条、第三十三条の四の規定に係る部分を除く。並びに第四十二条の規定は、前二項の場合に準用する。

この場合において、これらの規定中「第二十九条第一項の規定による命令」とあるのは「織維工業設備臨時措置法第三十一条第一項の規定による命令」と、第三十一条第一項と読み替えるものとする。

中「この法律」とあるのは「織維工業設備臨時措置法第三十条」と読み替えるものとする。

受けないものの数が、当該指示に係る機械を織物の製造の用に供している者の総数に比して極めて少い場合であること。

3 当該設備処理規程が、過剰設備の処理に伴う各事業者の負担の公平を確保し、かつ相当の対価をもつてその処理が行われるようを内容のものであること。

第三十四条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び織維工業

に関する知識のある者のうちから任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち人を会長として指名し、会務を總理させる。

第三十五条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十

四条第一項の規定による指示に従い共同行為をしている者に対し、その共同行為の実施の状況に関する指

示を行つて、その実施の状況に開示することができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施

行に必要な限度において、第二十

四条第一項の規定による指示に従

い共同行為をしている者に対し、

その共同行為の実施の状況に開示することができる。

受けないものの数が、当該指示に係る機械を織物の製造の用に供している者の総数に比して極めて少い場合であること。

3 当該設備処理規程が、過剰設備の処理に伴う各事業者の負担の公平を確保し、かつ相当の対価をもつてその処理が行われるようを内容のものであること。

3 当該設備処理規程が、過剰設備の処理に伴う各事業者の負担の公平を確保し、かつ相当の対価をもつてその処理が行われるようを内容のものであること。

受けないものの数が、当該指示に係る機械を織物の加工の用に供して製造又は織物の加工の用に供して製造する者に対し、精紡機又は織物幅出機を用いて、精紡機又は織物幅出機の使用の状況に開示報告をさせること。

3 当該設備処理規程が、過剰設備の処理に伴う各事業者の負担の公平を確保し、かつ相当の対価をもつてその処理が行われるようを内容のものであること。

号、第十四号及び第十八号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

五 紡紗糸(組成織維中における綿以外の織維の混用率が一パーセント以下の紡紗式の糸をいう。以下同じ。)

六 スフ混紡紗糸(組成織維中における綿及びビスコース織維における綿の混用率が一パーセント以下の紡紗式の糸であつて、綿の混用率が十パーセント以上のもの(前号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

七 紡紗糸(組成織維中におけるブーレット及び蘭毛羽以外の綿の混用率が一パーセント以下の紡紗式の糸をいう。以下同じ。)

八 スフ混紡紗糸(組成織維中におけるブーレット、蘭毛羽及びビスコース織維以外の綿の混用率が一パーセント以下の紗糸を除く。)をいう。以下同じ。)

九 梳毛糸(組成織維中における蘭毛羽の混用率が十パーセント以上のもの(前号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

十 梳毛式混紡糸(組成織維中における毛の混用率が三パーセント以下の梳毛式の糸をい

う。以下同じ。)

十一 梳毛糸(組成織維中における毛以外の織維の混用率が三パーセント以下の梳毛式の糸を除く。)をいう。以下同じ。)

十二 紡毛式混紡糸(組成織維中における毛の混用率が十パーセント以下の糸(前二号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

十三 麻糸(組成織維中における麻(亞麻、苧麻及び大麻をいう。以下同じ。)以外の織維の混用率が一パーセント以下の糸を除く。)をいう。以下同じ。)

十四 麻混紗糸(組成織維中における麻の混用率が十パーセント以下の糸を除く。)をいう。以下同じ。)

十五 スフ糸(組成織維中におけるビスコース織維以外の綿の混用率が一パーセント以下の糸を除く。)をいう。以下同じ。)

十六 組成織維中における合成織維及び酢酸織維以外の織維の混用率が一パーセント以下の糸(前四号に掲げるもの以外の織物に供すべきもの)

別表第三
一 編糸又は別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの(前号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

二 組成織維中におけるビスコース織維の短纖維以外の綿の混用率が一パーセント以下の織物(以下単に「織物」という。)であつて、組成織維中における毛の混用率が十パーセント以上の糸(前二号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

三 組成織維中における合成織維又は酢酸織維以外の綿の混用率が一パーセント以下の織物(以下単に「織物」という。)であつて、組成織維中における毛の混用率が十パーセント以上の糸(前二号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

四 組成織維中における合成織維又は酢酸織維の混用率が二十パーセント以上の織物(前号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

五 前四号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

別表第四
一 別表第二第一号、第二号又は第四号に掲げる織物の加工の用に供すべきもの

二 別表第二第二号、第四号又はセント以下の糸であつて、合成織維及び酢酸織維以外の綿の混用率が一パーセント以下の糸(別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの)

第五号に掲げる織物の加工の用に供すべきもの

三 別表第二第三号又は第四号に掲げる織物の加工の用に供すべきもの

四 紡紗糸、スフ混紡紗糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

五 紡紗糸、スフ混紡糸、スフ糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

六 梳毛糸、梳毛式混紡糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

七 紡毛糸、紡毛式混紡糸、スフ糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

八 麻糸、麻混紗糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

九 スフ糸又は別表第一第十七号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

十 別表第一第十六号から第十八号までに掲げる糸の製造の用に供すべきもの

第五号に掲げる織物の加工の用に供すべきもの

三 別表第二第三号又は第四号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

四 別表第二第一号、第二号又は第四号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

五 別表第二第二号、第四号又はセント以下の糸であつて、合成織維及び酢酸織維以外の綿の混用率が一パーセント以下の糸(別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの)

第六号に掲げる織物の加工の用に供すべきもの

三 別表第二第三号又は第四号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

四 別表第二第一号、第二号又は第四号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

五 別表第二第二号、第四号又はセント以下の糸であつて、合成織維及び酢酸織維以外の綿の混用率が一パーセント以下の糸(別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの)

備の解決は、中小企業対策としても重要な一つです。昨年秋に纖維工業総合対策審議会を設けまして、合成纖維の育成などあわせてこの問題の処理方策を諮問いたしましたが、その答申の趣旨に基き、かつ、さらに検討を重ねました結果として成案され、さきに衆議院で若干の修正を見て、本院に提出されたものであります。

本法案は、全文五十条よりなる五カ年のいわゆる時限法でありまして、「設備の新增設を規制するための登録制」と、「過剰設備の処理に関する共同行為」及び「纖維工業設備審議会」等により構成されておりますが、まず政府原案の要点を申し上げますと、第一に、本法で登録を実施せんとする業種は、差しあたり各種の紡績業と染色加工業であります。ただし織物業の登録については、現在中小企業安定法の命令で行なっている設備登録によつていく方針になつておられます。また登録の対象となる設備は、紡績業における精紡機となる設備は、染色加工業における織物幅出機であります。結局、法定纖維製品の製造加工者は業種ごとに登録を受けねばならぬ仕組みであります。

第二に、本法施行後でも、昭和三十年度の需給状況をしんしゃくして、設備不足となる業種があれば、不足の範囲内で増設分の新規登録を行います。第三に、過剰設備の処理につきま

して、本法と中小企業安定法の命令により登録を行なう業種のうち、昭和十五年度の織物製品の需給状況を勘定して、特に設備が過剰となる業種に対しては、通商産業大臣が、廃棄・格納及び買い上げなどの方法で過剰設備を処理するための共同行為を実施すべき旨指示できることを規定しております。なお、この共同行為は独禁法の適用除外しております。

第四に、本法施行による影響を考慮して、その重要事項審議のため、学識経験者、事業者並びに労務者代表及び消費者代表よりなる審議会を開設まして、運用の適正をはからんとしております。

次に、衆議院における修正点を申上げますと、第一に、織物業の過剰設備処理の目的を円滑に遂行するため、特にアウトサイダーをして調整組合等と同一行動をとらせるよう命令を出せるようにしております。第二に、関連産業たる織維機械工業に対する配慮がないので、織維工業設備審議会がこの問題を調整する措置を通商産業大臣に建議できるようにしてあります。第三に、施行期日は公布の日より二カ月以内とあつたのを三カ月に改めております。

以上が政府原案並びに衆議院修正案の要点であります。なお右の過剰設備処理の共同行為をいたしました際に、設備売却希望者のため調整組合連合会等がその買い上げに当るわけであります。

す。またその買い上げの所要資金としては、残存設備から徴収する分担金を立てますとともに、業者側で負担が困難な業種に対しては、経費の一部補助をして昭和三十一年度の予算に一億二千五百万円の補助金を計上しております。

当委員会では、審議に慎重を期すため、特に泉州地方などに実地視察を行い、また大蔵委員会とも連合審査を行いましたが、質疑のものなるものは、なむち設備制限と操短制の関係、かけ込み増設などの抑止策、過剰設備問題に関する共同行為の指示の効力、設備更新に関する具体的な諸施策及び關係從業員への影響と対策などでありますが、詳細は会議録に譲りたいと存ります。

質疑を終りまして討論に入りましたところ、まず、上條委員より、政府原案並びに衆議院修正案に対しても、次のような趣旨の修正案が提出されました。

一、過去の操短等では從業員の離職や労働強化や賃下げ等を伴なつたが、特に本法の施行に際しては、從業員の地位が不适当にそこなわれぬよう明確にしておきたい。

二、独禁法の適用除外になつておるが、一般消費者の利益を不适当に害せぬよう、かつ中小織物業者がこうむつている原料高、製品安に対処するよ

指示だけで強制力がなければ一本にとまり得ないのは明らかである。まことに、やみ増設がいつしか正當になつた例が多いので、かけこみ増しにはくれぐれも注意すること、及び行期日の延期は、「二重投資のおそれがあるので、同調しがたい点があるが時間的にやむを得ぬものとする」と希望を付して賛成意見を述べました。討論を終り、採決に入りましたが上條委員より提出の修正案並びに修正部分を除きました衆議院送付案は、それぞれ全会一致をもつて可決すべきだと決定いたしました。

内 ま 提 内 つ の に。長 し な もそ正、の、が施設のかま

昭和三十一年五月二十八日 参議院会議録第五十四号 宮内庁法の一部を改正する法律案

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

宮内庁法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月二十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

宮内庁法の一部を改正する法律案

宮内庁法の一部を改正する法律第七号

十号の一部を次のように改正す

る。

十二 物品を管理すること。
第一条の八第二号を次のように改める。

二 調理及び供進に関する事務を掌理する。

第一条から第十一条までを次のように改める。

二 宮内庁の長は、宮内庁長官とす

る。

2 宮内庁長官（以下「長官」といふ。）の任免は、天皇が認証する。

3 長官は、宮内庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、皇宮警察の事務につき、警

察官長官に対し所要の措置を求めることができる。

第三条 宮内庁に、宮内庁次長一人を置く。

2 宮内庁次長は、長官を助け、府務を整理し、各部局の事務を監督する。

3 宮内庁長官秘書官は、長官の命令を受け、機密の事務をつかさどる。

第四条 侍従職に、侍従長及び侍従次長一人を置く。

2 侍従長の任免は、天皇が認証する。

3 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

4 侍従次長は、命を受け、侍従長を助け、侍従職の事務を整理する。

5 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

6 侍従次長は、命を受け、侍従長を助け、侍従職の事務を整理する。

7 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

8 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

9 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

10 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

11 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

12 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

13 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

14 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

15 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

16 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

17 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

18 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

19 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

20 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

ち長官の定めるものを管理する機関とする。

13 京都事務所は、京都市に置く。

14 長官は、必要があると認めるとときは、宮内庁の所掌事務の一部を正倉院事務所に分掌させることができる。

15 正倉院事務所は、京都事務所に分掌させることができる。

16 正倉院事務所は、附屬機関として正倉院事務所を置く。

17 第八条 宮内庁に、附屬機関として正倉院事務所を置く。

18 第九条 宮内庁に、附屬機関として下総御料牧場を置く。

19 第十条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

20 第十一条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

21 第十二条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

22 第十三条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

23 第十四条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

24 第十五条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

25 第十六条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

26 第十七条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

27 第十八条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

28 第十九条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

29 第二十条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

30 第二十一条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

31 第二十二条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

32 第二十三条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

33 第二十四条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

34 第二十五条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

35 第二十六条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

36 第二十七条 宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

2 この法律の施行の際、現に東宮大夫又は式部官長の職にある者は、それぞれ宮内庁法による東宮

大夫又は式部官長に任命されたものとする。

3 国家公務員法（昭和二十一年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

4 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正す

る。

5 第二条第三項第十号中「及び侍従」を「東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。

6 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正す

る。

7 第一条第二十九号中「侍従」を「侍従次長、侍従」に改める。

8 第十条の見出しを「（侍従次長等の給与）」に改める。

9 第二条第三項第十号中「及び侍従」を「東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。

10 第十条の見出しを「（侍従次長等の給与）」に改める。

11 第一条第二十九号中「侍従」を「東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。

12 第十条の見出しを「（侍従次長等の給与）」に改める。

13 第一条第二十九号中「侍従」を「東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。

14 第十条の見出しを「（侍従次長等の給与）」に改める。

15 第一条第二十九号中「侍従」を「東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。

16 第十条の見出しを「（侍従次長等の給与）」に改める。

17 第一条第二十九号中「侍従」を「東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。

18 第十条の見出しを「（侍従次長等の給与）」に改める。

19 第一条第二十九号中「侍従」を「東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。

20 第十条の見出しを「（侍従次長等の給与）」に改める。

21 第一条第二十九号中「侍従」を「東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。

22 第十条の見出しを「（侍従次長等の給与）」に改める。

23 第一条第二十九号中「侍従」を「東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。

24 第十条の見出しを「（侍従次長等の給与）」に改める。

すなわち改正の第一点は、宮内庁の内部部局の所掌事務のうち、物品管理事務及び調理供進事務に所要の整備をいたしまして、これらの事務の能率化と合理化をはからんとした点であります。その第二点は、宮内庁長官は、宮内庁と警察官の皇宮警察との事務連絡のため、必要ありと認めるときは、警察官長官に対し所要の措置を求めることがあります。この第三点は、宮内庁に置かれている特殊な名称の内部部局に置かれている特殊な名称の内部部局の長、すなわち侍従長、東宮大夫及び式部官長並びに侍従次長の官職名及び権限を宮内庁法の上に明らかにした点であります。その第四点は、現存の京都事務所を宮内庁の地方支分部局と並んで、また現存の正倉院事務所及び下総御料牧場を宮内庁の付属機関といたまして、その責任の所在を明確にした点であります。

内閣委員会は、委員会を前後四回開きまして、この法律案を審議いたしましたが、その審議において、政府原案は、京都事務所が付属機関となつていたのを、衆議院の修正によって地方支分部局と改められた理由、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長の官職名とその権限を、今回法文上に明記するに至つた理由、東宮大夫、式部官長等の古典的な官職名改正の要否、下総御料牧場の運営の現状、正倉院御物の保護対策等の諸点のほか、この法律

宋に開通して宮内厅法、皇室典範、その他皇室の行事を現行憲法の精神に沿
い改むべきやいなやの点、皇太子妃に
関する問題等につきまして政府委員と
の間に質疑応答がありました。なお、
審議の過程におきまして江田委員よ
り、「下総御料牧場運営の合理化、正倉
院御物の汚損に対する保護について、
政府が今後適切な対策を講ぜられた
い」旨の要望がありました。

○本日の会議に付した案件

- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員選任の件

- ## 予備員の選挙

員の任命に関する件

る特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府と

アメリカ合衆国政府との間の協定
及び議定書の締結について承認を
求める件

一、日程第二 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部

一、日程第三 労働保険審査官及び を改正する法律案

勞動保險審查會法案

一、日程第五 宮内庁法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 榎平君
副議長 寺尾 豊君

議員
上林 忠次君 河井 蘭八君

梶原 茂嘉君 柏木 庫治君
赤木 正雄君 森田 義衛君

八木秀次君
廣瀬久忠君

豐田 雅孝君 常岡 一郎君

昭和三十一年五月二十八日 参議院会議第十五号 宮内省法の一部を改正する法律案

昭和二十一年五月二十八日 参議院会議録第五十四号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価
一部

十五
(配達料込) 円

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段西二一三五

七九〇